

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月19日

滋賀県知事様

提出者

住 所 京都府 京都市下京区 油小路通塩小路下ル
東油小路町 533-6

氏名 大鉄工業株式会社 京都支店
執行役員 支店長 大西 満典

電話番号 075-352-1250

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	大鉄工業株式会社 京都支店
事 業 場 の 所 在 地	京都府 京都市下京区 油小路通塩小路下ル 東油小路町 533-6
計 画 期 間	2024年 4月 1日 ～ 2025年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業 06 総合工事業
②事業の規模	56億円
③従業員数	120人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・中間処理、最終処分は委託契約で行う（太線部分） <pre> graph LR A[施工現場] --> B[収集運搬] B --> C[中間処理] C ==> D[最終処分] D --> C C --> E[再資源化等] </pre>

(日本工業規格 A列 4 番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

京都支店

京都支店長
(管理責任者)副管理責任者
(廃棄物処理総括責任者)線路部長
廃棄物処理責任者土木部長
廃棄物処理責任者京都出張所長
廃棄物処理責任者草津出張所堅田支所長
廃棄物処理責任者草津出張所長
廃棄物処理責任者京都土木メンテ出張所長
廃棄物処理責任者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	—
	排出量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・採用する工法、使用する材料を工夫し、排出量を削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	—
	排出量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 混合廃棄物の排出量の低減		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別による混合廃棄物排出量の低減
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 施工計画策定段階で分別排出する廃棄物を明確にする

(第2面) 別紙①

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度） 実績】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら	木くず
	排出量	388.1 t	103.1 t	269.6 t
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	混合廃棄物 (管理型)
	排出量	35.1 t	0.2 t	10.9 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・陶器	その他がれき類	廃プラスチック類
	排出量	2.5 t	1529.1 t	8.7 t
	産業廃棄物の種類	鋳さい		
	排出量	2.3 t		
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら	木くず
	排出量	375 t	90 t	255 t
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	混合廃棄物 (管理型)
	排出量	25 t	0.2 t	9 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・陶器	その他がれき類	廃プラスチック類
	排出量	0 t	1400 t	7 t
	産業廃棄物の種類	鋳さい	混合廃棄物 (安定型)	
	排出量	2 t	0 t	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	・処理委託業者の処理能力を確認し委託契約を行う ・優良認定業者の選定促進		

(第4面) 別紙②

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら	木くず
	全処理委託量	388.1 t	103.1 t	269.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	24.9 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	388.1 t	103.1 t	269.6 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	混合廃棄物 (管理型)
	全処理委託量	35.1 t	0.2 t	10.9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	35.1 t	0.2 t	10.9 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・陶器	その他がれき類	廃プラスチック類
	全処理委託量	2.5 t	1529.1 t	8.7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	498.1 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	2.5 t	1529.1 t	8.7 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	鋳さい		
	全処理委託量	2.3 t		
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t		
	再生利用業者への処理委託量	2.3 t		
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・ 混合廃棄物の排出量の低減の取組み ・ 委託処理業者の処理能力を確認し、委託契約を行う ・ 優良認定業者の選定促進		
※事務処理欄			

(第5面) 別紙③

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら	木くず
	全処理委託量	375 t	90 t	255 t
	優良認定処理業者への処理委託量	100 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	375 t	90 t	255 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	混合廃棄物 (管理型)
	全処理委託量	25 t	0.2 t	9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	25 t	0.2 t	9 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・陶器	その他がれき類	廃プラスチック類
	全処理委託量	0 t	1400 t	7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	500 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	1400 t	7 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	鋳さい	混合廃棄物 (安定型)	
	全処理委託量	2 t	0 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	
	再生利用業者への処理委託量	2 t	0 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。